

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（かばん製造職種）案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 4 月 10 日
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（かばん製造職種）案について、令和 7 年 5 月 20 日（火）から同年 6 月 18 日（水）まで御意見を募集したところ、8 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも法務・厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	外国人労働者の受入れ施策についてはこれ以上拡大すべきではなく、むしろ縮小・見直しを行うべきです。	御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。
2	ベトナムでのカバン製造技術は一定の基準にあると考えており、技能実習の対象外とすべきと考える。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号）の別表第 2 に掲げられている、第 2 号技能実習及び第 3 号技能実習を行うことができる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）を追加するには、職種追加を行おうとする業界団体が、技能実習制度の趣旨を踏まえた上で、

		<p>関係業界内の合意、業所管省庁の合意を得て、学識経験者と労使からなる「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同一の作業の反復のみではないこと ② 送出国の実習ニーズに合致すること（修得等させる技能等が技能実習生の本国において修得等困難なものであること等） ③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること <p>等の要件を満たすことについて了承を得る必要があり、かばん製造職種（かばん製造作業）についても、これらの手続を経て今般移行対象職種・作業に追加されるものです。</p>
3	<p>かばんを製造するために外国人を日本へ移住させることは全くもって不要だと考えます。</p> <p>1. 日本人がかばんが無くて困っているのでしょうか？</p> <p>2. 日本はいつから移民大国になったのでしょうか？</p> <p>かばん屋さんが年老いてご自身が働けず生活費がままならな いから人を雇い搾取する為に思えてなりません。全く必要無い と考えます。</p>	<p>技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的としており、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこととされています。</p>
4	<p>一応技能評価試験があるようですが、これ以上低技能労働者を増やすことに反対。評価試験も信用がならない。</p>	<p>技能評価試験案については、学識経験者と労使からなる「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において、認定基準への適合性について確認しております。</p>

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。